



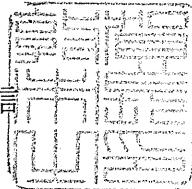
敦賀市告示第46号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本市の町の区域を変更したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

なお、この届出に係る町の区域の変更は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項後段の規定による敦賀駅西地区土地区画整理事業に係る換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成29年7月25日

敦賀市長 渕上 隆信



次の区域を白銀町に編入する。

町	地番
鉄輪町一丁目	2の1から2の4までの各一部 6の8の一部 6の63の一部 7の一部
これらの区域に隣接する道路である市有地の一部	

次の区域を鉄輪町一丁目に編入する。

町	地番
鉄輪町二丁目	4の6の一部 4の7の一部 5の18から5の20までの各一部
これらの区域に隣接する道路である国有地の一部及び4の7に隣接する道路である国有地の一部に隣接する道路、水路である市有地の一部	

次の区域を鉄輪町二丁目に編入する。

町	地番
鉄輪町一丁目	6の56 6の57の一部 32から34までの各一部
これらの区域に隣接する道路である市有地の一部	